

令和4年度 武蔵野市立第一小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。また、いじめはどの学校でも起こりうる問題であり、全ての児童に関係する問題であるという認識に立ち、いじめの未然防止及び早期発見に努め、いじめ問題に適切に対応し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

本校では、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定め、いじめの問題に対して教職員・保護者・地域・関係諸機関が相互に連携しながら、いじめのない学校をめざしていくために、防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

このいじめ防止基本方針において、『いじめ』とは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）」

3 いじめ防止に向けた取り組み

いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるという認識の下、いじめの未然防止のために、常に児童の学校生活に関わる様々な情報を意図的・計画的に収集し、全教職員で共有する。自己肯定感を高め元気で前向きな子を育てるためによりよいところを褒める。互いを尊重し合い、高め合う人間関係をつくる。いじめを把握した場合には速やかに解決する。また、保護者に対しては学校からの情報を、十分内容を検討した上で発信するとともに、啓発活動を継続的に行う。

（1）組織の設置

「いじめ防止対策委員会」の設置について

いじめの未然防止・早期発見・再発防止等に取り組むこと目的として、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。

① 構成員

校長、副校長、主幹、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、生活指導部いじめ防止主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認めたもの

② 役割

- ・ いじめ未然防止及び早期発見のための取り組みの企画・推進
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめ事案に対しての組織的な取り組みの推進

③ 役割分担

主な取り組み	担当
学校いじめ防止基本方針の策定	いじめ防止対策委員会
校内研修計画、実施	主幹、生活指導いじめ防止主任
いじめに関する授業の計画、実施	生活指導いじめ防止主任、各担任
第5学年児童全員面談の計画、実施	5年担任、スクールカウンセラー
ふれあい月間アンケートの実施、集約	生活指導いじめ防止主任、各担任
ふれあいアンケートの結果検討	いじめ防止対策委員会
いじめ対応策の検討、指導、連絡など	いじめ防止対策委員会、該当学年
「子供いじめ防止宣言」の作成 学校をよりよくする活動	代表委員会担当
保護者・地域への情報発信、情報収集	副校長、生活指導いじめ防止主任
関係機関(警察等)との連携	校長、副校長
緊急保護者会等の開催	校長、副校長

いじめの未然防止・早期発見に向けては、次のような取り組みを行う。

(2) 具体的な取り組み

① 未然防止

- 世の中には、いろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳、特別活動、総合的な学習の時間等)
- 正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳、特別活動、総合的な学習の時間等)
- 先行きの見通しの中で、自ら自己の成長・発達を感じ取り、自らを高めることができるよう自己有用感や自己肯定感を育む。(日常活動、行事、体験活動等)
- 「いじめ防止教育プログラム」等を活用し「いじめに関する授業」を年3回実施するとともに、校内研修の充実を図り、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- SNS等、ネットワークを使ったいじめを防止するため、情報モラルを身に付けさせる。
- 保護者会やホームページによる「学校いじめ防止基本方針」の理解と協力依頼

○各家庭での「SNS ルール」づくりや道徳授業地区公開講座を通しての理解啓発

(3) 早期発見

○「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ・いじめを見逃さない、見過ごさない学校や学年、学級の体制づくり
- ・いじめ対策委員会を中心とした相談内容の把握、情報の共有

○児童の様子から初期段階のいじめを素早く察知

- ・日常的な児童への声掛けと様子の観察、教職員間での情報交流
- ・チェックシートなどによる児童の実態把握、個別面談の実施

○全ての教職員による児童の状況把握

- ・教職員の看護当番による見守りの実施
- ・生活指導夕会等による情報交流

○児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- ・ふれあい月間の定期的アンケート調査の実施と情報共有
- ・スクールカウンセラーによる個別面談、日常の交流、観察
- ・教職員への外部相談機関の周知

○保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

- ・学校、家庭、地域、関係諸機関、スクールカウンセラー等の専門家との連携
- ・学校評価アンケートによる情報収集

(4) いじめ発生時の対応

①初期対応の取り組み

- ・教職員が一人で抱え込まない組織対応、対策委員会による迅速かつ適切な対応方針の決定
- ・事実関係の把握・判断による被害児童、加害児童、周囲児童への適切な対応
- ・被害児童の安全の確保とスクールカウンセラーなどによるケアと加害児童に対する組織的、継続的な観察と指導及びスクールカウンセラーなどによるケア
- ・周囲児童に対して、自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・学校全体及び保護者、地域、関係機関との連携による対応

(5) 中・長期的な対応

- ・当該学年のみの問題と捉えず、学校全体の人権課題と捉えた指導と支援を行う。
- ・継続した学級や当該児童、加害児童の細やかな観察を行う。
- ・児童及び保護者との信頼関係を構築し、相談しやすい環境を整える。
- ・面談やアンケート等の実施を通じて、教育相談の充実を図る。

- ・市派遣相談員・都スクールカウンセラーを効果的に活用して、幅広い情報収集に努める。
- ・学年や学級の枠を超え、外部関係機関を交えた全校的な協力体制を確立する。

4 重大事態への対応

(1) 判断基準

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたり、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたりする場合。

(2) 発生時の報告

重大事態と判断される案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 児童・保護者への対応・支援

- ・学校の組織的対応による迅速かつ適切な児童の安全確保と不安解消のための支援
- ・加害児童の更生に向けた指導と支援
- ・被害、加害、周囲児童の保護者への対応経過説明と協力関係の構築
- ・重大事態の調査組織の設置と保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

(4) 調査・報告

「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告

5 解消の判断と解消後の対応

○いじめの解消は、一連の行為が収まり、更に一定期間の経過観察を経て、いじめの原因や背景となった事象が改善されたことにより、いじめ行為がなくなったことについて、複数の教職員による確認と、いじめを受けた児童・保護者及びいじめを行った児童並びに周囲の児童からの聞き取りに基づいて、いじめ対策委員会で判断する。

6 解消後の対応に関すること

○いじめが解消したとみられる後も、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

○再発防止のために、日常的に取り組む内容を再検討する。特に、再発防止に向けては、児童同士が互いに理解し認めあえる人間関係を自ら作り出していける取り組みを推進する。